

伊万里市上下水道料金等Web明細システム導入業務委託に係る公募型プロポーザル 実施要領

1. 目的

本要領は、伊万里市上下水道料金等Web明細システム導入業務委託（以下「本業務」という。）の履行に最も適した契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務の概要

(1) 業務名

伊万里市上下水道料金等Web明細システム導入業務委託

(2) 業務内容

詳細は、別添「伊万里市上下水道料金等Web明細システム導入業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3. 見積限度額

(1) 伊万里市上下水道料金等Web明細システム導入業務委託料

1,100,000円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む）

(2) 伊万里市上下水道料金等Web明細システム利用料

1,175,000円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む）

下記条件で利用料を算定すること。

・使用期間：令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

・利用者：年間延12,000人（1,000人×12カ月）

※見積限度額は契約予定金額を示すものではなく、事業の規模を示すものである。なお、見積限度額を超えたものは失格とする。

※システム利用料は本業務に含まれないが、価格点に考慮する。

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

5. 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加する提案者は、本業務を遂行するに十分な能力を有する者とし、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- (1) 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

- (2) 佐賀県、福岡県、または長崎県内に本社、支社、または営業所等の拠点を有し、緊急時には現地にて速やかに対応が可能であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (4) 伊万里市競争入札参加者の資格等に関する規則（平成20年規則第40号。）第2条に定める資格を物品関係の「建設資材（水道資材）・水道メーター」または「OA機器（ソフト）」で有する者であること。
- (5) 参加申込書の提出締切日において、伊万里市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（平成16年告示第81号）に基づく指名停止を受けている者でないこと。
- (6) 参加申込書の提出締切日において、国税及び地方税の滞納の無い者であること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること（提案者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）。
- ①自己または自社の役員等が伊万里市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団等である。
- ②役員等（提案者が個人である場合にはその者を、提案者が法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）である。
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与している。
- ④役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしている。
- ⑤役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- ⑥役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ⑦再委託等の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している。
- (9) 上下水道料金等Web明細システムの地方自治体等への導入実績が3以上あること。

6. 日程

公募開始	令和8年 6月29日 (月)
質疑受付締切	令和8年 7月 3日 (金)
質疑に対する回答	令和8年 7月10日 (金)
参加申込書等提出締切	令和8年 7月16日 (木)
提案書等受付締切	令和8年 8月 7日 (金)
一次審査 (書類審査)	令和8年 8月中旬※予定
二次審査 (プレゼンテーション審査)	令和8年 8月下旬※予定
審査結果通知	令和8年 9月上旬※予定
最終見積書提出	令和8年 9月上旬※予定
契約締結	令和8年 9月上旬※予定

7. 質疑・回答

- (1) 受付期限： 令和8年7月3日 (金) 午後5時15分まで
- (2) 受付方法
 - ①指定様式 (様式第1号) による紙媒体で持参
 - ②指定様式 (様式第1号) による紙媒体でFAX
 - ③電子メール (記載内容が同様であれば指定様式でなくても可)※持参されない場合は、受取に関するトラブルを回避するため、送付後に電話にて到着の確認を行うこと。郵送は、時間差が生じるため不可とする。
- (3) 受付場所：伊万里市上下水道部管理課
TEL：0955-23-5400 (直通)
FAX：0955-23-2147
E-mail：suidou-kanri@city.imari.lg.jp
※本プロポーザルに関する質問は、参加申込書及び提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。
- (4) 回答方法：質疑に対する回答については、取りまとめた上で、令和8年7月10日 (金) 午後2時から、伊万里市のホームページ上で発表する。ただし、質問内容により必要があれば随時回答する場合もある。

8. 参加申込手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申込書 (様式第2号) に別に定める書類を添えて提出すること。

なお、期限までに参加申込書の提出のない者からの提案は受け付けないものとする。

(1) 参加申込書の提出方法

- ①提出期限：令和8年7月16日 (木) 午後5時15分まで

※受付時間は、伊万里市の休日を定める条例（以下、「休日条例」という。）第1条第1項に規定する本市の休日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとする。

②提出場所：伊万里市上下水道部管理課

③提出方法：郵送または持参

④提出書類：

ア 参加申込書（様式第2号）

イ 会社概要説明書（様式第3号）

ウ 事業実績調書

※過去の実績については、5. 参加資格要件（9）に掲げた内容を指し、実務実績を証する書類として内容がわかるものを添付すること。なお、発注者が提出された書類の他に実績の確認を要すると判断する場合は、必要に応じて機密事項を伏せ契約書の写し等を提出すること。

エ 商業登記簿謄本または現在事項全部証明書

※3か月以内に法務局が発行したもの。

※写しを可とするが、この場合、原本から謄写した旨の記載及び記名、押印すること。

⑤提出部数：1部

(2) 参加資格の審査結果の通知については、下記のとおりとする。

①通知先：参加申込書の提出者全て

②通知方法：書面

③通知時期：令和8年7月29日（水）

④その他

参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日以内（休日条例第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）に、書面により説明を求められることができる。なお、説明の求めがあった場合は、説明を求められることができる期限の翌日から起算して5日以内に書面により説明を行う。

(3) 参加を辞退する場合

参加申込書提出者がその後参加を辞退する場合は、プロポーザル審査書類受付期間終了日前までに参加辞退届（様式第4号）を16に示す場所まで持参または郵送すること。また、これ以後の辞退については、16に示す場所への電話連絡のうえ、同様の手続きをすること。

9. 提案書等の提出方法

提案資料の様式はA4判の任意様式とする。提出する提案書等は各参加者1提案とし、仕様書の内容を含んだ提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限：令和8年8月7日（金）午後5時15分まで
※受付時間は、休日条例第1条第1項に規定する本市の休日を除く、午前8時30分から午後5時15分とする。
- (2) 提出場所：参加申込書の提出先場所と同じ。
- (3) 提出方法：持参または郵送
- (4) 提出物： ※作成方法については後述「提案書等作成方法」参照
- ①提案書
 - ②業務履行計画表
 - ③費用見積書
 - ・伊万里市上下水道料金等Web明細システム導入業務委託料（初期設定費用）
 - ・伊万里市上下水道料金等Web明細システム利用料
- ※初期設定費用と利用料は、それぞれ別で見積書を作成すること。
※利用料は、下記条件で利用料を算定すること。
- 使用期間：令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
利用者：年間延12,000人（1,000人×12カ月）
- (5) 提出部数 10部（正本1部、副本9部）

10. 提案書等作成方法

- (1) 印刷方法
- ・A4判 ※A3折込可
 - ・片面印刷
 - ・長辺綴じ（ホチキス2か所）
 - ・要ページ番号（下記中央）
- (2) 提案書の内容
- ①提案書
事業名称、事業内容、事業スケジュール、事業スキーム等について記載すること。
 - ②業務履行計画表
事業を遂行する上で必要な連絡や連携等が分かるように作成すること。
必要な場合は、構成員についても漏れなく記載すること。
 - ③費用見積書
仕様書のとおり本事業の導入経費、システム利用料をそれぞれ見積もること。
任意の書式とするが、消費税を含めた全体の金額を明記すること。
システム利用料は本業務に含まれないが、価格点に考慮する。
- (3) オプション（追加機能）について
オプション（追加機能）機能及び金額を明記すること。このことは、本業務に含まれないが、評価点に考慮する。

1 1. 審査方法

本業務に係る提案書等の審査、評価及び候補者選定は、伊万里市上下水道料金等Web明細システム導入業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、下記の要領で行う。

(1) 第1次審査（書類審査）

第1次審査は、提出された提案書等により書類審査を行う。

提出があった企画提案書の数が3件を超えた場合にあっては、上位3位程度までの企画提案を第2次審査の対象とする。また、3件を超えない場合は、全ての企画提案をもって第2次審査を行う。

第2次審査の日程等通知については第1次審査後速やかに全提案者に行う。第1次審査不通過の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して5日以内（休日条例第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）に、書面により説明を求めることができ、説明の求めがあった場合は、説明を求めることができる期限の翌日から起算して5日以内に書面により説明を行う。

なお、第1次審査にあたっては、別途個別にヒアリングを行う場合がある。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション）

- ①令和8年8月下旬にプレゼンテーションを行うものとする。なお、日時及び会場は別途通知する。
- ②プレゼンテーションは各提案者30分以内とする。続いて、審査員から質問を行うので、明確に回答すること。
- ③パソコン、プロジェクタ等プレゼンテーションの際に使用する機材については、全て提案者で用意（使用可能なコンセントは2個なので、必要に応じてタップ等も用意）すること。
- ④プレゼンテーション時の資料の追加配布は認めない。提出のあった提案内容に基づき、提案書でイメージをつかみにくい点やアピールしたい点について説明を行うこと。

(3) 審査基準

審査及び評価項目、評価点は別紙プロポーザル審査基準（様式第5号）のとおりとし、最高得点者を本業務の候補者として選定する。なお、最高得点者が複数となった場合は、審査委員会の協議により順位を決定し、順位が上の者を本業務の候補者として選定する。

また、選考において、審査委員会各委員の評価点が100分の60に満たない場合は、候補者として選定しない。

1 2. 審査結果

審査結果の通知については、下記のとおりとする。

- (1) 通知先：全提案者
- (2) 通知方法：書面

- (3) 通知内容：本業務の候補者であるか否か
- (4) 通知時期：令和8年9月上旬予定
- (5) 選定結果について異議申し立ては、一切受け付けない

13. 提出書類の取扱

本業務のプロポーザルに係る提出書類については、下記のとおり取扱うものとする。

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 提出書類の提出後における差し替え及び削除、また伊万里市が必要と認め資料の追加を求めた場合を除く追加等は一切認めない。
- (3) 提出書類を、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

14. 情報公開及び提供

- (1) 提出書類について、伊万里市情報公開条例（平成11年伊万里市条例第16号）の規定に基づき、その内容の全部または一部を公開する場合がある。なお、本業務の候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については、候補者決定後の開示とする。
- (2) 本業務の候補者選定後に実施する見積合せについては、結果を「伊万里市入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領」に基づき公表する。

15. その他

(1) 費用負担

提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、その一切を提案者の負担とする。

(2) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 参加辞退の取扱い

参加申込書提出者がその後参加を辞退する場合は、8. 参加申込手続き（3）に掲げた手続きを行うこと。なお、応募辞退後は、いかなる理由があっても再応募は認めない。

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方に決定した者が作成した企画提案書等の書類については、伊万里市が必要と認める場合には、その一部または全部を無償で使用（複製、転記または転写）することができるものとする。

なお、伊万里市が契約の相手方の作成した企画提案書等の書類を無償で使用しようとする場合においては、予め契約の相手方に通知し承諾を得ることとする。

(5) 異議申立て

参加申込者は、本業務におけるプロポーザル実施後、不知または不明を理由として異議を申し立てる事はできない。

(6) 失格条項

参加申込者が次の事項のいずれかに該当した場合には、審査委員会において審査の上、その者を失格とする。

- ①提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- ②提出書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- ③提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- ④提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑤地方自治法施行令第167条の4の規定に該当した場合
- ⑥選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を、直接的または間接的に行った場合
- ⑦参加申込書の提出期限以降において、伊万里市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けた場合
- ⑧本要領に違反または逸脱した場合
- ⑨ヒアリングまたはプレゼンテーションにおいて、正当な理由なく欠席した場合
- ⑩費用見積書の金額が、見積限度額を超過した場合

16. 問合せ先

〒848-0027

伊万里市立花町1542番地1 伊万里市上下水道部 管理課

TEL：0955-23-5400（直通）FAX：0955-23-2147

E-mail：suidou-kanri@city.imari.lg.jp